

一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人草の根ささえあいプロジェクトと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、社会的孤立や貧困など様々な「生きづらさ」を抱える人々に対して、多分野にわたる支援者・専門家等の連携のもと、すべての人が地域で安心して暮らすことができ、また人とのつながりや関係性の中で、自らの力を発揮できる活躍の場を見出すことのできる社会の実現を目的とし、そのために次の事業を行う。

- (1) 多分野にわたる支援者・専門家が相互に連携し、社会的な支援力を高める事業
- (2) 社会的孤立・貧困等の社会課題及びその解決策について調査・研究する事業
- (3) 社会的孤立・貧困等の社会課題を抱える当事者に対して支援を行う事業
- (4) 社会的孤立・貧困等の社会課題を抱える当事者に対する居住支援ならびに居住を通じた生活支援及び相談業務
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、地域生活支援事業
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、特定及び一般相談支援事業
- (8) 児童福祉法に基づく、障害児相談支援事業
- (9) 介護保険法に基づく居宅サービス事業

(10) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

(11) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

(12) 有料職業紹介事業

(13) 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第 5 条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第 2 章 社員及び会員

(法人の構成員)

第 6 条 当法人の構成員は社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2 当法人の会員は次の 2 種類とする。

(1) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(構成員の資格取得)

第 7 条 社員となる者は、理事会が別に定める申込書により申込みの意思表示を行い、理事会の決議によって承認を受けなければならない。

2 一般会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、次条で定める入会金及び会費を支払った時点で一般会員となる。

3 名誉会員は社員による推挙に基づき、社員総会の決議を経たうえで、当該推挙された者の同意をもって名誉会員となる。

(入会金及び会費)

第 8 条 構成員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 構成員は、理事会において定めた届出により、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 構成員が次のいずれかに該当する場合は、社員総会の特別決議によって、当該構成員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(構成員の資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、構成員は、次のいずれかに該当した場合は、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 全ての社員が同意したとき。
- (3) 当該構成員が死亡、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(社員資格喪失に伴う権利と義務)

第12条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員及び会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第 14 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(開催)

第 15 条 定時社員総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 16 条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、社員全員の同意がある場合は、書面又は電磁的方法により議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、その社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(書面による議決権、電磁的方法による議決権の行使)

第 19 条 社員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会招集通知に記載された期間内に本法人に提出し、議決権の行使ができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は出席した社員の議決権の数に算入する。

2 社員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本法人に提供し、議決

権の行使ができる。電磁的方法によって行使した議決権の数は出席した社員の議決権の数に算入する。

(代理)

第 20 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決及び報告の省略)

第 21 条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が社員全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員等

(役員)

第 23 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 20 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 理事のうち 1 名を副代表理事、1 名を専務理事とすることができる。

(選任)

第 24 条 理事と監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副代表理事、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 理事の配偶者又は3等親以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第25条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐する。

3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産状況を調査することができる。

(理事会の設置)

第27条 当法人は、理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 理事会は、代表理事が招集し、当法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事、副代表理事、専務理事の選定及び解職などの職務を行う。

4 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(理事及び監事の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了までとする。

4 理事又は監事は、辞任又は任期の満了において、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するま

で、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第 29 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行わなければならない。

(理事及び監事の報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て支給することができる。

第 5 章 基金

(基金の拠出)

第 31 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還手続きについては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 32 条 当法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり（翌年）4 月 30 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 33 条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度の次の書類を作成し、監事の監査を受け、定時社員総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表及び損益計算書

(4) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項第 1 号及び第 2 号の書類については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 第 1 項第 3 号及び第 4 号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 34 条 当法人は、剰余金を分配することができない。

第 7 章 解散

(解散)

第 35 条 当法人は、次の事由によって、解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 当該法人が消滅する合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第 36 条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に贈与するものとする。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 公益法人認定法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人